

東洋史研究

通卷第十卷第一號 昭和廿二年十二月發行

中國近世の農民暴動

——特に鄧茂七の亂について——

宮 崎 市 定

一

支那近世の歴史を讀むと何時の世でも、何處かの地方に大なり小なりの叛亂が起つてゐて、殆ど近世の歴史は内亂の記録の連續であるかのやうな感じを抱かせる。所でこの叛亂の性質について、多くの歴史家はそれを農民暴動として取扱はうとするのが近頃の流行になつてゐるやうであるが、果してさうであらうか。余は敢て全面的に之を否定しやうとするものではないが、實は近世の諸叛亂の實際の事情は、それ程はつきりとは分つてゐないのである。既に農民運動の現はれと云ふ以上、少くも、第一、その動機に於いて農民が階級的意識を以て立上つたか、第二、動機は暫く問題外として、暴動の進行中に農民が暴動の主體になり、そこに農民的意識が働くやうになつて來たか、第三、農民意識の有無は問はぬでも、結果として農民の地位が多少なりとも向上を認められた

か、の三條件の内の一つに該當するものでなければ、それが直ちに農民運動だとは名づけられぬであらう。然るに諸叛亂の多くは、記録の示す所では、この條件の一つすらも、はつきりとは示してゐないのである。若し單に支那が所謂農業國であり、その人口の大多數が農民によつて占められてゐるので、其處に起る叛亂は凡て農民暴動だと手早く結論するならば、それには遽に贅意を表しかねる。支那は普通に農業國と云れてゐるが、それは各種の産業の間に於いて農業の占める位置が最も重要性を有してゐるといふ丈で、國民の凡てが農業に従事してゐるわけではない。反つてそれ以外に、驚く可き多數の非農民、或は定業のない遊民が存在して、それらは主に都市に集中して寄生的な生活を送つてなることを無視してはならない。暴動は果して農民が主體であつたか、或は斯る遊民が主體であつたかが重要な問題であるが、この事すら記録は、はつきりと示してくれない。そして叛亂の進行は、殆ど凡ての場合、都市住民を苦めると同じ程度に農民をも苦しめ、結果として農業の全面的頹廢をその跡に残すのである。

宋代に宗教的性質を帯びた均産一揆が蔓延したことは、重松俊章教授の研究で、大いに真相が明かになつた。併し均産一揆は其儘農民一揆とは云へない。又均産暴徒が、官僚や富豪を敵視しても、その反面、彼等がどこ迄階級的自覺を持つてゐたか、又その暴動の主體が果して農民であつたかも知實は判明しない。只北宋末に浙江に起つた方臘の亂は、この點がいくらか明瞭である。彼は睦州の豪農であり、相當廣い山林を所有して、そこに漆樹を植ゑてゐた。當時程遠からぬ杭州に帝室附屬の漆器製造所があり、その原料として官吏は厳しく方臘から漆を徵發した。又方臘は農家であるから徭役を課せられるのであるが、代人を差立てやうとして許されず、自身縣衙に引出されて、官吏に酷使虐待された。その怨恨が積み重つた爆發し、遂に彼は兵を擧げて反し、官吏を屠殺し

て怨みを晴した上、杭州を占領して浙江一帯を大混亂に陥れた。時に一儒生があつて方臘に勧め、直ちに江寧（南京）を取つて根據地とし、中原に進出して覇を争ふ可きを説いたが、方臘はその決心がつかず、自分は一介の農夫であつて始から天下を取らうとする野心は持たぬ、單に貪欲な官吏に壓迫されて己むを得ず反抗した丈であり、今暴官を捕へて甘心したから、多くを望まぬと答へた。彼は至るところ官吏を虐殺して歩いたが、人民には徭役を軽くし租税を薄くして、天下が響應するのを待たうとしたとも云ふ（獨醒雜志、青溪寇軌）。彼の退嬰策は政府軍の乗する所となり、宦官童貫が、大軍を率ゐて討伐に向ふと次第に壓縮され、最後に山谷の險阻に立阻つたが、遂に支へきれずして捕虜となつた。彼の立場は農民として官僚に反抗したのであり、儒生との問答について見ても、常に自己が農民であるといふ意識があつたらしい。但し彼は一方に於いて、當時流行した宗教的な秘密結社に加入して居り、その旗上げは秘密結社を利用したと共に、又それを利用された點もあつたやうである。彼は相當強い農民意識を有し乍ら、世間一般からは、邪教徒の一揆としてしか認められなかつた。尤も今から八百餘年も前の時代に、今日の意味で云ふやうな農民的自覺を求めるのは無理であらう。

所がもう少し時代が下つて、明代の中葉頃になると、方臘よりも遙にはつきりした農民意識を持つた叛亂が起つてゐる。これから述べやうとする、福建の鄧茂七の亂が即ちそれである。

鄧茂七が叛亂を起すに至つた動機を述べる前に、當時の福建地方の事情を概略知つておく必要がある。福建省は地圖で見ると山岳だらけの、嵯峨な土地に見へるが、その山地から流れ出る河流の溪谷には、相當肥沃な耕地が横はつてゐる。所で此等の耕地に働く農民は多く貧乏であり、土地は概ね都市に住む富豪の所有物であつた。

農民は之に對して高い地代を交拂はねばならなかつた上に、政府に對する重い負擔を背負はされてゐた。と云ふのは都市の富豪は、田地に附隨する租税や徭役の義務を嫌つて、此等を凡てその小作人（佃戸）に轉嫁してゐたからである。即ち小作人は單なる勞働者でなく、恐らく土地に對する若干の權利、たとへば經營權といふやうなものを認められて、長期の土地使用を許される代りに、政府への租税、徭役の義務をも引受けて、地主に替つて代辨せねばならなかつた。そして政府に納める租税についても、都市住民と農民との間には、著しい不公平が存在した。即ち市民はその財産や營業に對する租税を價値の低い紙幣（鈔）で納めればよかつたが、農民は必ず現物の穀物で納めねばならなかつた。更に徭役は最も農民を苦めるもので、州縣の衙門に呼び出されて使役されるのであるが、單に身體を勞するのみでなく、官吏の私生活に要する物資の調達までも命ぜられるのが常であつた。農村に於いては容易に手にすることの出來ぬ現金が、徭役に伴つて都市へ持ち出されて、そこで譯もなく消費されて了ふのである。その上に地主は屢々小作料を引上げ、貧弱な農民に貸す金錢には高率の利息がつき、富豪の非道な振舞に對して、官憲は敢て干渉しようとしなかつた。

斯ういふ片手落ちの制度は、地方官が都市の富民に買収され、都市住民の權利ばかりを擁護するに傾いた事情もあるが、又都市住民の實際の所得は調査するのに困難であり、勢ひあらゆる負擔は土地を對象に賦課されることになり、大地主は巧にそれを迴避して他に轉嫁するが、無知な農民は甘んじて他人の義務までも自分に背負ひ込まねばならなかつたのである。無氣力な官吏がひたすら安易な方法で事勿れを祈つてゐる間に、農民は次第々々に困窮のどん底に追ひつめられて來た。

明の天下は太祖成祖から宣宗を経て、英宗の正統年間になると漸く衰祖の兆候を現はして來た。正統十一年に

は浙江省の處州を中心として、鑛夫の暴動が起つた。これは政府が財政難を救ふ爲に、各所に銀鑛を探して採掘しはじめたのであるが、其間に盜掘者も混り、銀山の思惑が外れると多數の坑夫が給料を貰へず、相集つて暴動を起したのである。福建省内にも多數の鑛山労働者が入り込んでゐるので、政府は浙江の騷亂が福建に波及することを極度に警戒し、巡按御史柳華が特殊な任務を帯びて派遣されたが、彼は福建省内に保甲制を布き、特に農民に自警團を組織することを獎勵強制した。總甲小甲を任命したといふが、總甲は恐らく百人位の長であらう。各村落に隘門望樓を設け、金鼓器械を備へ、夜は輪番に宿直して夜警に當らねばならなかつた。凡そ斯ることは一般農民に對し、新たに多大の負擔を強要する結果になつたと思はれるが、折悪しく正統十二年といふ年は南支一帯に深刻な飢饉が見舞つたのであつた。さういふ農民の疲弊困窮に陥つた時登場した人物が、鄧茂七であつたのである。

二

鄧茂七は江西省建昌の人とも、福建省延平府沙縣の人とも云はれる。建昌説によると、彼はそこで殺人を犯し、弟の鄧茂八等と共に福建へ流れて來て、豪民陳正景に頼つて匿まつて貰つたことになつてゐる。とまれ彼が重要人物として出現したのは沙縣に於いてである。彼は恐らく都市に住む富民の所有地を借りて、農民生活に入つたと思はれる。それが全くの小作人であつたか、或は小作人の上に立つ農園經營者とも云ふべきものであつたかは明かでない。巡按御史柳華の自警團組織に當つて、彼とその弟の茂八は共に總甲に任命された。所で新に見張所を設け、夜警に當るといふことは、疲れた農民に更に新たな負擔をかけることになるので、誰しもその義務を逃れやうとするのが人情である。そこで州縣で自警團長たる總甲小甲に廣汎な權限を與へ、部下を監督し或種

の懲罰を行ふを得せしめた。その結果、總甲が地方農民を自己の指揮下において號令するやうになつたのが、叛亂の原因で、巡按御史柳華の大きな失政だと、後に非難されたが、實は問題はそんな所にあつたのではなからう。寧ろ總甲に任命された者は、上官の指圖通りに部民に新しい義務を滞りなく遂行させる爲には、一方では農民の負擔をいくらかでも軽減してやらなければならなかつたに違ひない。そこに鄧茂七が小作人の利益を代表して、地主にも若干の負擔を分擔せようとする平均運動の理由があつた譯である。

從來小作人はその地主に對して正規の地代を納める以外に、薪米鶏鴨の類を持參して禮物とする習慣があつた。之を冬牲と稱したといふから、新穀を小作料として納めた後に追加して附届けたものであらう。鄧茂七は先づこの附加税的な冬牲の全廢を主張した。そして彼の提議は恐らく農民の全面的な支持を得たものの如く、正統十二年の冬に實施された。斯ういふ小作人から地主に對する要求といふものは、局部的な農民の團結だけでは遂行し難いものであるから、彼の運動は相當廣範圍に亘つて支持者を得たものと思はれ、それが成功したので鄧茂七は大いに勇振りを上げたことになる。

次に鄧茂七は年貢を地主に納める際に、從來は地主の家まで小作人の負擔で送り届けたものを、現地主義に改め、地主の側から年貢を受取りに來させることにしやうと提議した。地主は多く不在地主で、遠く離れた都市に居住するので、この年貢米運搬費の何れに屬すべきやは可なり重大な問題である。そしてこの問題で鄧茂七の運動は、強烈な地主側の反對に遇ひ、早くも破局に到達して了つたのである。

地主側は官憲に運動して、鄧茂七を強制收容に附することに成功した。或は鄧茂七が人を唆かして殺人罪を犯させたので、官憲が召捕りに向つたと稱せられるが、恐らく事實はさうであるまい。官吏が單に地主側の訴へに

よつて鄧茂七を收容する爲に、數人の弓兵を差向けたとある方が真相であらう。殺人云々は、その召捕の爲の口實に造り出されたかも知れない。鄧茂七は之に對して、惡事を犯した覺えがないからと、縣衙への出頭を拒絶し、弓兵が強いて捕縛じやうとした爲に遂に之を殺して了つた。知縣は大いに驚いて巡檢と共に三百人の兵卒を集めて鄧茂七捕縛に向つたが、茂七の方でも用意してゐたことであり、大亂闘の揚句に、知縣巡檢が討死し、兵卒三百人が殆ど全滅といふ悲運に陥つた。斯る事は農民側の強固な團結を示すものであり、同時に鄧茂七が如何に農民の間に厚い信望を擔つてゐたかが伺はれる。尤も事態が此處まで發展する前に、恐らく鄧茂七の方から縣當局者に對して色々な了解運動が試みられたに相違ない。併しそれが一向に眞面目に取上げられない。後に此事件を批評した清代の歴史家趙翼さへも、一方に豪家の積暴を非難し乍ら、又一方には鄧茂七のやうな惡佃が跋扈する風は亦聞く可からずと論じてゐる。そして斯る官吏の偏頗な仕打を目撃したればこそ、鄧茂七の一黨は大罪を犯すことも省みず、彼を官憲の手から保護したのであらう。時に正統十三年二月の事である。

事此に至つては已むを得ず、茂七の一黨は白馬を刑し天を祭り、血を啜つて誓を立て、兵を擧げて叛したとあるが、但し此時彼等は果して積極的に天子に双向ふといふ決心をしたかどうかは疑問である。思ふにそれは單に暴官汚吏の無法な彈壓に對しては、飽迄共同戰線を張つて反抗するといふ消極的な自衛の爲の團結を固めねば約ではなかつたか。されば福建省の大官の間には、明かにこの騒動を有耶無耶の中に葬つて了はうといふ揉消運動が行はれたと見るべき理由があり、鄧茂七の側でも急に積極的な行動を起し始めた形迹もない。

官憲と鄧茂七側の了解運動は七月中になつて、暗礁に乗り上げたらしい。遂に兩者の武力衝突が行はれ、鄧茂七の兵は沙縣、尤溪縣を攻め、政府軍を破つて千戸楊琮を殺し、千戸張能を捕虜とする大勝を博した。この報告

を受取つた中央政府は大いに驚き、早速監察御史丁瑄を派して鎮壓に當らせ、都督劉聚、僉都御史張楷に南京附近で官軍を召集して後に續く手配を命じた。

中央から派遣の將領が到着する前、勝に乗じた鄧茂七の兵は延平城下に迫つた。時に延平府にゐた巡按御史張海はよく物の分つた官吏と見え、城門の上に出て叛軍に呼びかけると、衆中より一人の紅衣の者が現はれて應對した。恐らくこれが鄧茂七であつたであらう。この男は張海に向つて、「自分等は皆良民である。富民の爲に壓迫を受けて、それを官吏に訴へても一向に取上げて呉れない。己むを得ずして暴力沙汰に及んだまでであるから、何卒この事情を朝廷へ奏聞して貰ひたい。若し赦免を蒙るならば進んで退散するであらう。」張海はこの申出を承諾したと見へ、茂七等は一且兵を退けたが、また相談し直したと見へ、再び引返して張海に對面を求め、「自分等は家産をすつかり蕩盡して一文なしになつて了つたから、どうか今後三年間の差役を免するやうに取なしを願ひたい。」と要求し、張海が朝廷へ奏聞の約束をすると、彼等は大喜びで、各々舞踏して立去つたとある。

この張海の報告が朝廷へ到達すると天子英宗は歎息して、「朕は即位以來、累りに詔勅を下して官吏に人民を愛護すべきを命じ、規定の外に一人を役し、一文を徴收することを許さなかつた筈であるのに、今鄧茂七等の叛亂を見るに至つたのは凡て官吏の罪である。茂七等の要求は全面的に聞き届けて、三年の徭役をも免除するやうに取計へ」との詔敕を下してゐる。福建の巡按御史王澄が、隣省から應援の兵が進發するのを、一時見合はせるやうに要請したのは恐らく、この前後のことであらう。

然るに斯くも有望に見へた、官民の妥協が成功せずして、忽ち逆轉を見るに至つたのは如何なる理由であつたかと云ふに、それは必ずや政府側の飽迄も高壓的な態度であつたことが指摘されねばならない。既に天子は、鄧茂

七等の要求を承認し乍らも、一方では彼等が先づ武裝を解除して、團體を解散することを命じ、若しも首鼠兩端を持し、依然として反抗態勢を続けるならば、容赦なく討伐を加へるぞと威嚇してゐる。而して福建の官吏達は自己の面目上よりも、一層この事件を溫和に解決したくはなかつたに相違ない。而して鄧茂七の側から云へば、斯る天子の一方的な、同時に命令的な約束だけでは、まだ十分に安心することが出来ない。一旦武器を棄てて了へば、官僚側が新にどんな小細工を弄することか、最小限度の天子の約束すら忠實に履行してくれるかどうか心配である。もつとはつきりした保證を與へられなければ、今後の官吏の行動に對して絶対に信賴が置けないのである。

三

九月に入つて丁瑄が福建に到着すると、天子の敕諭を沙縣に張り出し、自らも沙縣に至つて鄧茂七等と交渉を始めた。兩者の間に如何なる談判が行はれたか詳細の點が判明せぬが、恐らく官吏側は、先づ鄧茂七等の武裝解除を要求し、鄧茂七側では十分なる今後の保證を條件として持ち出したことと思はれる。そして丁瑄の後に續いて、劉聚、張楷等の軍隊が福建省内に入り込むと、官吏側の態度が益々硬化して來たであらうことも想像される。

鄧茂七の側でも色々相談し合つたことであらうが、遂に交渉は十月中に決裂して了つた。鄧茂七は談判の爲に來た使者を殺して、愈々最後まで戦ふ決心をした。彼が劉平王と名乗り、部下に官職を與へたり、各地の叛徒と連絡の工作を始めたのは、この直後のことであると思はれる。當時沙縣の南にある尤溪縣には鑛夫頭の蔣福成が暴動を起して鄧茂七に加擔し、浙江省處州に於いて早くから叛亂を起してゐた鑛夫の頭領の葉宗留、陳鑑胡の徒も之に應じた。但し葉宗留等が果して鄧茂七を首領に推してその下風に立つたか否かは疑問である。鄧茂七の叛

亂の地盤は何處迄も沙縣を中心とした、農民の自警團體であつたらしく、彼が改めて總甲里長を任命したとあるのは、曩の官製の自警團を改組して、鄧茂七の統制に服せしむるやうに編成替を行つたものであらう。そして彼が一般農民に及ぼした感化力は意外に深刻であり、八郡騷動すとある如く、福建省全體に亘つて、彼の運動に響應する者が現れた。永春州には張敬德、泉州府には吳都總、漳州府には楊福があり、其外の府州にも至る所叛亂が蔓延した。但し鄧茂七自身は殆ど延平府附近を離れることがなかつたらしく、農民出身の彼には、各地に分散した勢力を糾合して乾坤一擲の大賭博を試みる程の才能も膽力もなかつたと見える。彼の退嬰的な邊巡策は、福建省内の重要な一都市をすら占領することなく、舉兵後十二箇月で早くも没落の悲運に際會するのである。

延平府にあつて着々戦備を整へた御史丁瑄は、鄧茂七の黨に決戦を挑んだが、うかうかと誘ひの手に乗つて延平城下に迫つた鄧茂七は、伏兵の計略に遇つて大敗し、都將劉福に追撃されて脆くも首を授けたのであつた。時に正統十四年二月である。併し鄧茂七は殞れても、起る可き理由あつて起つた叛亂は即時には鎮定されなかつた。もともと十分に組織化されなかつた暴動は、その首謀者を失つても、その末端の細胞は依然として活潑な行動を續けたのである。鄧茂七の一黨たる陳景景は汀州府に入り、江西省の邊境を騷がし、漳州府の餘黨は流賊化して廣東省に侵入した。

朝廷では丁瑄等を派遣した後、鄧茂七の叛亂が福建全省に波及した事を聞き、老將陳懋を擧げて總兵官に任じ、梁瑤、陳豫を左右副總兵とし、刑部尙書金濂に軍務を參贊せしめ、京軍二萬を授け、地方軍二萬七千を徵發して大舉征討に當らせた。陳懋が福建に到着した時は、既に鄧茂七が敗死した後であつたので、彼は兵を各道に分つて、餘黨を次々に撃破し、連絡のない叛軍は次第に討滅されて、六月頃には各地とも概ね平穩に歸した。

鄧茂七の側近者は、彼の兄の子鄧伯孫を推して、沙縣の陳山寨に立籠つた。これを見ても大勢に迂なる彼等の

百姓戰術が伺ひ得られるが、軼て裏切者が現れて、その黨與と共に一網打盡に捕獲された。當時叛亂の處刑は、三日間かかつて賜り殺しにし、その屍骸を犬に食はす習ひであつたから、鄧伯孫等も北京へ護送されて同様な仕置きを受けたことであらう。鄧茂七の亂が発生した時、いち早く朝廷に奉聞せずして隱蔽を行つた巡按御史柴文顯はその罪を問はれて磔刑に處せられ、各路からの應援兵の進行を一時差し止めた王澄は死刑となり、最初に福建に自警團を組織させた柳華は、朝廷からの召喚に接して、毒を飲んで自殺したが、その妻女は没入して奴婢にされ、男子は湯境に流して軍に充てられた。官吏に對する斯ういふ苛酷な處刑は、當時天子に寵用されてゐた宦官王振が、官僚群を威服して、自己の權勢を張る爲の示威運動の犠牲に供せられたのだと傳へられた。

天子英宗は正統十四年六月に下した詔書の中で、今度の叛亂を起した賊首を除く外、一切の脅從者は、これ迄の行爲如何を問はず、悉く前罪を赦免し、叛亂地の人民には今後三年間の糧差を蠲免するのみならず、從來の公私の負債は凡て帳消にせよと公約し且つ命令してゐる。

四

鄧茂七の亂の特長は、その動機に於いて明瞭に農民運動の形をとつてゐることである。そしてその進行に於いても多分に農民運動の性質を持ち續けたらしいことである。騷動は福建全省に及び乍ら、重要な都市は一つも占領されず、此事はその舞臺が農村を主として行はれ、加擔者が農民によつて占められてゐることを想像せしめる。若し彼等が都市に集る無職の遊民、博徒、鹽徒、秘密結社などと連絡をとつたならば、この叛亂はもつと急速に擴大し、それに從つて性質も大なる變化を來したに相違ない。又彼等の叛亂には、斯る場合にいつも伴ひ勝ちな邪教的色彩が見當らず、智識階級の書生輩が策を献じた形迹もない。どう見ても愚鈍で一徹な農民の集り、た百姓一揆でしかなかつた。そして斯ういふ純粹な農民運動であることが一面彼等の強味でもあつた。心ある官僚

は直ちに之を兵力で鎮壓するのを躊躇したし、彼等の要求は天子の許まで上達し、天子自身が彼等の要求に耳を傾け、再度に互つて之を聽許する約束の詔敕を下してゐる。

この叛亂に對して一般地方人民は如何なる態度を持したであらうか。鄧茂七等は至る所、富民の家を焚奪して歩いたと云ふが、之は叛亂の軍資金を確保する目的の外に、彼等の擧兵の経緯から見て、そこに階級的意識が働いてゐたことは見逃せない。斯る階級意識には、利害の相反する階級意識が生起するのは當然である。鄧茂七等の叛亂に對して、更に自己を防衛する爲に、寒を結んで立籠る者も存在した（明史卷三百一）。茂七の兄の子孫伯孫の山寨が破られたのは一老人が裏切りした結果であり、漳州府の南靖縣が陥落しなかつたのは耆民徐某の働であり、茂七と連絡のあつた浙江の賊陳鑑胡を招降したのは老人王世昌の功である。老人或は耆民は郷役の一種であつて、豪農が補せられるものであるから、彼等は同じ農民であつても、鄧茂七等とは利害相反する立場にあり、一刻も早く叛亂の平定を望んだに相違ない。吾人は此處に於いて農村内部に於ける深刻な階級的對立の實相に觸れるやうな氣がする。鄧茂七の亂が意外に早く平定したのは、朝廷から派遣された大軍に壓倒された爲であることは勿論であるが、又農村に於ける階級の分裂が巧に政府軍に利用された結果でもある。若しも鄧茂七等の叛亂が、始から天下を取る爲の野心的な叛亂であつたならば、斯んな小さな利害の對立などは問題とならずに、大きな目的の中に溶けこんで了つたであらう。

鄧茂七の叛亂は後世にどんな影響を残したであらうか。彼等の旗上げについて、官吏の貪欲、富民の專横などが之を激發したものであることが一般に認められた以上、官僚地主階級に相當深刻な反省の機會を與へたであらうことは推察される。或は現今も福建省の一部に行はれる土地の二重所有權の確立は、この叛亂の結果として起つたものではあるまいか。即ち原來の土地所有者は、若干の年貢米を小作人より取立てる事で、一切の經營を之

に委し、經營者は地主に代つて政府に税役を納める代りに、その借りた土地の所有權の半を所持して、この半分の所有權を轉賣し、或はこの土地を更に他人に小作として借すことも出来る。天下郡國利病書卷九十四の南靖縣の條で、斯る制度の確立を、「兵燹の後」と云つてゐるが、恐らく之は鄧茂七の亂を指すものであらう。果して然らば鄧茂七の亂は、小作人の土地經營權を認めしめたことになつた譯で、小作者の權利尊重は結構であるが、結果として、これ以後實際の耕作者は、二重の土地所有者から地代を搾取されねばならなくなつたのである。吾人はそこに、土地狭小で人口の多すぎる農村に於ける宿命的な悲劇を看取せざるを得ないのである。

以上は明代中期の鄧茂七の叛亂の大凡の經過を述べ、その特質を考へたので同時に、近世に於ける諸叛亂、その多くは天下を取る爲には手段を擇ばず、秘密結社をも利用し、智識階級をも利用することを辭せないものを、凡て農民運動として把握しやうとする近頃の流行に對する一種の抗議でもある。一寸考へても假に捻匪や髮匪が巧く天下を取つたとしたならば、その曉に於いて、果して農村がどれだけ變貌し得たであらうか。結局それは豊臣秀吉や、明の太祖のやうな貴族的専制君主となつて、更に強力に農民を抑へる以外の途があらうとは考へられぬ。この間にあつて鄧茂七の叛亂だけは些か趣を異にし、農民運動的な性質を比較的純粹に保つた特長があるのだ。其點を特に強調し、斯る運動が當然陷るべき運命をも併せ指摘したつもりである。但し此爲に用ひ得る資料は、明實錄はじめ、明史、明書、天下郡國利病書などの斷片的なものに限られ、その詳細の點をこれ以上に明かにし得ないのは極めて遺憾とする所である。但し自分としては、嘗て王船山の宋論を読み、王安石の新法の結果として鄧茂七の叛亂が起つたかのやうに記されてゐるのに出遇ひ、鄧茂七の何者であるかに久しく疑問を抱いてゐた所、其後になつて漸く鄧茂七叛亂の由來を知り、今その性質を幾分でも明瞭にし得たことは個人的に大きな喜びである。